

申告の準備はお早めに！

令和8年

税の申告相談

令和7年分所得の申告相談について

問 税務課

☎0823-43-1636

申告はご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

待ち時間なく、ご自身のタイミングで申告ができます。還付申告は2月16日(月)より前から申告可能です！

税務課窓口にてe-Tax還付申告支援も行いますので、この機会にぜひチャレンジしてみてください。

2月16日(月)～3月16日(月)で申告相談を受け付けます。

お一人の申告時間には限りがありますので、申告に必要な資料の準備や医療費控除の明細書、収支内訳書などは事前に作成し、申告相談をスムーズに行えるようご協力をお願いします。

※計算明細書などは必ず事前に作成し、申告相談当日に添付書類などと一緒に持ってきてください。作成していない場合は、時間の都合で受付当日の申告ができない場合があります。添付書類や計算明細書などの作成で不明な点は、①、②は税務課市民税係、③、④、⑤は広島南税務署☎082-253-3285へご相談ください。

1月19日(月)から本庁税務課でe-Taxでの還付申告の操作支援を行います。

(還付申告は2月16日(月)の確定申告受付開始前であります。)

ご自身のスマートフォンを使って画面に沿って入力するだけで自動計算され、確定申告書等の作成・送信に加え、添付書類の省略も可能です。スマートフォンをお持ちでない方は、税務課設置のパソコンをご利用ください。

必要なもの

- ①スマートフォン(お持ちでない場合は税務課設置のパソコンをご利用いただけます。)
- ②マイナンバーカード(取得時に作成した暗証番号(2種類))
- ③令和7年分の収入・所得控除等に関する書類・申告者名義の通帳振込口座確認ができるもの

給与支払報告書は早めの提出を！(提出期限：2月2日(月))

問 税務課

☎0823-43-1636

令和7年中に給与などを支払った個人または法人は、期限までに総括表とともに個人別明細書(給与支払報告書)を提出してください。

■提出期限 2月2日(月)

■提出先 税務課市民税係(支払を受けた人の1月1日の住所地が本市以外の場合は、住所地の市区町村へ提出してください)

■給与支払報告書 個人別明細書の左上に「⑧」と表示しているものを使用してください。

■普通徴収切替理由書 普通徴収に該当する従業員などについて、該当する理由欄に人数を記入してください。

■対象 金額に関わらず、給与の支払いを受けた人全員(アルバイト、パート、短期雇用者、非常勤職員、役員、

専従者などを含む)

■eLTAXまたは光ディスクなどによる提出 前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

給与支払報告書の記載は、12月に送付している「令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について」を参照してください。

令和2年度から広島県で一斉に住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。「普通徴収切替理由書」に記載的理由に該当しない場合は、給与特別徴収となりますので、ご注意ください。

償却資産の申告について

問 税務課

☎0823-43-1636

会社、工場、農業、商店、アパート貸し付けなど事業を行っている方が、その事業のために用いる機械、器具、備品などの事業用資産を償却資産といいます。

固定資産税は、土地と家屋のほか、償却資産にも課税されます。償却資産を所有している方は、増減の有無にかかわらず令和8年1月1日現在の江田島市内に所有している

資産について、2月2日(月)までに、市に申告していただく必要があります。

新たに、事業を開始された場合も対象となります。

詳しくは市ホームページを確認してください。



▲市ホームページ

申告相談会場・日程など詳しいことは、市ホームページ、広報えたじま2月号にも掲載します。

～国保・後期高齢・介護～

確定申告用納付済確認書を送付

問 国保……税務課 ☎0823-43-1636

後期高齢……保健医療課 ☎0823-43-1639

介護……高齢介護課 ☎0823-43-1651

▶ 1月末ごろに、はがきサイズの「確定申告用納付済確認書」を郵送します。

▶ お知らせするのは、普通徴収(納付書または口座振替)で納付した額です。

▶ 特別徴収(年金から天引き)で納付した額は、この確認書には書いてありません。年金保険者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票で確認してください。

広島南税務署からのお知らせ 令和7年分確定申告相談会場について

問 広島南税務署

☎082-253-3281

すでに85%以上の方が、確定申告会場に来場せず確定申告しています。ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。さらにマイナポータル連携で、控除証明書などのデータが自動入力できます。

【e-Taxに必要なもの】

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取対応のスマホ
- マイナンバーカードのパスワード(2種類)
- ①署名用電子証明書(英数字6～16文字)
- ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)



申告書作成



マイナポータル連携



国税庁LINE
友だち追加

設置期間 2月16日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝日は除きますが、3月1日(日)は開場します。

※申告期間中は、広島南税務署には相談会場を設けていません。

場所 「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階
広島市中区基町6番78号 広島県庁前

受付時間 午前8時30分～午後4時

本年の確定申告においては、申告会場の混雑を回避するため、申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は申告会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。なお、入場整理券(当日配布)の枚数には限りがあります。

相談時間 午前9時～午後5時

※来場される場合は、左記【e-Taxに必要なもの】をご準備の上、来場ください。

個人住民税の電子申告について

問 税務課

☎0823-43-1636

個人住民税(市・県民税)申告について、令和8年度分(令和7年の所得等に関する申告分)から、電子申告が開始されます。

スマートフォンやパソコンからeLTAXにアクセスし、「マイナンバーカード」を利用して、個人住民税に関する申告ができます。システムは24時間365日利用できます

で、申告期限までに申告できなかった人、申告義務はないけれど申告する人は随時の申告が可能です。

詳しくは
こちらの電子化特設ページをご覧ください。▶



QRコードを利用した市税等のお支払いについて

問 税務課

☎0823-43-1636

令和8年1月から、固定資産税、軽自動車税(種別割)に加えて、市県民税・森林環境税(普通徴収)、国民健康保険税についても、地方税統一QRコードを利用した納付が可能になります。(対象は、1月13日以降に発行した納付書に限ります。)

この地方税統一QRコード「eL-QR」をスマートフォン

のカメラ機能で読み取り、決済アプリを利用して納付できるほか、地方税共同機構が管理・運営する「地方税お支払いサイト」からクレジットカードを利用して納付することができます。また、地方税統一QRコード対応の金融機関であれば、全国の金融機関で納付が可能です。

南部墓苑・飛渡瀬墓地公園の使用者募集

問 地域支援課 0823-43-1637

本市に住所または本籍がある方を対象に、南部墓苑、飛渡瀬墓地公園の使用者を募集します。1世帯につき1区画の応募に限ります。1区画に複数の応募がある場合は、抽選となります。

募集する区画は、地域支援課、各市民センター・三高支所の窓口、現地案内板及び市ホームページで確認できます。

募集区画数 南部墓苑（江田島町鷺部）1区画 飛渡瀬墓地公園（大柿町飛渡瀬）1区画

募集期間 1月13日(火)～16日(金)

使用料 南部墓苑 50万円 飛渡瀬墓地公園 20万円

管理料 1区画につき年間3,050円

なお、北部墓苑（江田島町切串）と中央墓苑（江田島町中央）は、随時使用者を募集しています。

また、北部墓苑は、本市に住所または本籍がない方でも使用できます。

江田島市から13団体が参加

けんみん文化祭 第36回呉・安芸地区フェスティバル

問 生涯学習課 0823-43-1902

呉・安芸地区の文化芸術団体が、けんみん文化祭 ‘26への出場を目指し、日頃の練習の成果を披露するフェスティバルを開催します。呉市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町から35団体約320人が出場します。

日時 2月15日(日) 午前10時開会式 (午前9時15分開場)

場所 沖美ふれあいセンター（沖美町美能）

内容 民謡民舞・吟詠剣詩舞・日本舞踊・邦楽・合唱・大正琴・新舞踊・芸能

みんなで乗り合い・助け合い！

「沖たすけあい交通」の実証事業を実施中

問 企画振興課 0823-43-1630

沖美町沖地区で、一般市民ドライバーによるボランティア輸送として、「沖助け合い交通」の実証事業を、江田島市移動促進協議会(※)において、1月31日(土)まで実施しています。

沖地区は急こう配な坂が多く、タクシーでも走行できない道路が多く存在し、特に高齢の方は「自宅からおれんじ号の運行エリア」、いわゆる「枝葉部分」での移動も困難な状況です。

さらに昨年度、沖地区で実施したワークショップ・アンケートにより、「自宅から停留所までの移動が不便」「外出モチベーションが低い」こと等が原因となり、「免許を持たない高齢の方などは公共交通を利用せざるを得ないため、そこが不便であると外出が控えがちとなる」という課題が出てきました。これらを解消するため「公共交通と自宅を繋ぐ枝葉交通モデルの実現」「イベントや利用促進の取組」等が必要であるとして、「枝葉部分」での移動手段を実証し、課題等を把握することで、既存交通を利用して外出できる仕組みづくりを目指しています。

令和7年11月には、7名の一般市民ドライバーにより、無償でボランティア輸送を行い、延べ33人の市民に利用していただきました。

また利用目的に合せて、複数の公共交通を乗り継ぎで移動できることを体験してもらうため、沖地区に特化した「公共交通利用ガイド」、「案内チラシ」の配布や、令和7年11月27日(木)には、ゆめタウン江田島と連携した「買い物ツアー」を実施し、外出促進と公共交通の利用促進を図りました。

3か月間の実証事業を通して効果検証した後に、今後の運用方法について、検討していきます。

※江田島市・富士通Japan・フウド・社会福祉協議会等で構成する団体



障害者控除対象者認定書の発行

問 高齢介護課
0823-43-1651

障害者控除対象者認定書は、確定申告時に提示することで、障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、障害者控除を受けることができます。（本人または本人を扶養している方）

次のすべての要件に該当する場合は、認定書を発行しますので、高齢介護課またはお近くの市民センター窓口へ、

医療費控除の参考に

介護保険サービス自己負担分の医療費控除対象一覧

問 高齢介護課
0823-43-1651

介護保険サービスを利用して支払った自己負担の一部は、確定申告の際に医療費控除の対象になるものがあります。

■居宅（在宅）サービス ○が医療費控除の対象

	サービスの種類	自己負担 (1~3割)	居住費 (滞在費)	食費	備考
医療系のサービス	訪問看護・介護予防訪問看護	<input type="radio"/>	—	—	
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	<input type="radio"/>	—	—	
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	<input type="radio"/>	—	—	
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	<input type="radio"/>	—	○	
	短期入所療養介護（医療系のショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	<input type="radio"/>	○	○	○
	定期巡回・随时対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)	<input type="radio"/>	—	—	
	看護・小規模多機能型居住介護（上記サービスと組み合わせた利用（生活援助中心型の訪問介護を除く））	<input type="radio"/>	—	—	

福祉系のサービス	訪問介護（生活援助を除く）・夜間対応型訪問介護	<input type="radio"/>	—	—	上記の医療系のサービス計画に組み合わされている場合が対象となります。福祉系のサービスだけを利用しても、医療費控除の対象にはなりません。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	<input type="radio"/>	—	—	
	通所介護（デイサービス）・地域密着型通所介護（デイサービス）・認知症対応型通所介護（デイサービス）・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	<input type="radio"/>	—	×	
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	<input type="radio"/>	—	×	
	短期入所生活介護（福祉系のショートステイ） 介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	<input type="radio"/>	×	×	
	地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	<input type="radio"/>	—	—	
	地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	<input type="radio"/>	—	×	
	定期巡回・随时対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護の利用なしおよび連携型事業所の場合)	<input type="radio"/>	—	—	
	看護・小規模多機能型居宅介護（医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護を除く））	<input type="radio"/>	—	—	

※介護福祉士などが行う喀痰吸引などの医療行為の費用は、医療費控除の対象です。

■施設サービス ○が医療費控除の対象

サービスの種類	利用者負担分	居住費	食費
特別養護老人ホーム	<input type="radio"/> (1/2の額)	<input type="radio"/> (1/2の額)	<input type="radio"/> (1/2の額)
介護老人保健施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
介護療養院	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注) 日常生活費、特別な居住費、特別な食費は、医療費控除の対象外です。

医療費控除の対象となる額は、サービス事業所が交付する領収証に記載されています。

記載がない場合、サービス事業所が領収証とは別に証明します。

■医療費控除の対象とならない介護保険サービス

訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与（レンタル）、福祉用具購入、住宅改修など

■高額介護サービス費として払戻しを受けた場合、その高額介護サービス費を差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。